

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年10月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第40号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号から第56号までを1号ずつ繰り上げ、同項第57号中「第27号」を「第26号」に改め、同号を同項第56号とし、同項第58号を同項第57号とする。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)